

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成30年11月22日(2018.11.22)

【公開番号】特開2016-89159(P2016-89159A)

【公開日】平成28年5月23日(2016.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-031

【出願番号】特願2015-205920(P2015-205920)

【国際特許分類】

C 08 J 3/09 (2006.01)

G 03 G 9/08 (2006.01)

G 03 G 9/087 (2006.01)

【F I】

C 08 J 3/09 C E R

C 08 J 3/09 C E Z

G 03 G 9/08 3 8 1

G 03 G 9/08 3 3 1

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月5日(2018.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

樹脂からラテックスエマルションを製造する方法であつて、

a) 界面活性剤を乳酸エステルと混合して分散体を形成すること、ただし、前記乳酸エステルは、生分解性である；

b) 前記分散体を樹脂と均質な混合物が生じるまで混ぜ合わせること；および

c) 前記均質な混合物を水と混合して前記乳酸エステルを加水分解し、ラテックスエマルションを形成することを含む、樹脂からラテックスエマルションを製造する方法。

【請求項2】

前記樹脂が、ポリエステル重合体を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記エステルが、乳酸エチルエステルである、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記樹脂が、非晶性樹脂または結晶性樹脂を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

c) の後に、前記ラテックスエマルションの前記樹脂が、遠心分離、濾過、蒸留、または噴霧乾燥によって単離される、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記界面活性剤が、陰イオン性界面活性剤、陽イオン性界面活性剤、非イオン性界面活性剤、およびそれらの組み合わせから選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記界面活性剤が、アルキルジフェニルオキシドジスルホン酸、またはその塩を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記界面活性剤が、アルキルジフェニルオキシドジスルホネートを含む、請求項1に記

載の方法。

【請求項 9】

前記水が、前記エステルに対して、1：6から1：2の比率で添加される、請求項1に記載の方法。

【請求項 10】

水と混合して前記乳酸エステルを加水分解して有機酸とアルコールとする、請求項1に記載の方法。

【請求項 11】

前記界面活性剤が、前記エステルに対して、5重量%から7.5重量%の量で添加される、請求項1に記載の方法。

【請求項 12】

前記樹脂が、前記エステルに対して、3重量%から4.5重量%の量で添加される、請求項1に記載の方法。

【請求項 13】

樹脂粒子を製造する方法であって、

a) アルキルジフェニルオキシドジスルホネートを乳酸エチルエステルと混合して溶液を形成すること；

b) 前記溶液を樹脂と均質な混合物が生じるまで混ぜ合わせること；

c) 前記均質な混合物を水と混合して前記乳酸エチルエステルを加水分解し、樹脂粒子をエマルション中に形成すること；および

d) 前記エマルションから前記樹脂粒子を分離することを含む、樹脂粒子を製造する方法。

【請求項 14】

前記樹脂が、ポリエステル重合体を含む、請求項1_3に記載の方法。

【請求項 15】

前記樹脂が、非晶性樹脂または結晶性樹脂を含む、請求項1_3に記載の方法。

【請求項 16】

前記樹脂粒子が、遠心分離、濾過、蒸留、または噴霧乾燥によって単離される、請求項1_3に記載の方法。

【請求項 17】

前記水が、前記エステルに対して、1：6から1：2の比率で添加される、請求項1_3に記載の方法。

【請求項 18】

前記界面活性剤が、前記エステルに対して、5重量%から7.5重量%の量で添加される、請求項1_3に記載の方法。

【請求項 19】

前記樹脂が、前記エステルに対して、3重量%から4.5重量%の量で添加される、請求項1_3に記載の方法。